

令和6年度ツキノワグマ緊急対策業務仕様書（案）

長野県 林務部 森林づくり推進課

1 委託業務名

令和6年度ツキノワグマ緊急対策業務

2 業務箇所

箕輪町、阿智村、根羽村、豊丘村、木祖村、白馬村

3 適用

令和6年度ツキノワグマ緊急対策業務仕様書（以下、「仕様書」という。）は、令和6年度ツキノワグマ緊急対策業務に関する委託契約書（以下、「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

4 業務の目的

人とツキノワグマとの緊張感ある共存関係を再構築するため、またツキノワグマ出没時の体制構築のため、市町村のゾーニング管理導入を支援する。

あわせて、今後の市町村支援に活用するための、ゾーニング管理導入事例を取りまとめた、導入マニュアルを作成する。

5 業務の着手

- (1) 受託者は、契約締結後10日以内に業務に着手しなければならない。
- (2) この場合において、着手とは受託者が業務の実施のため委託者との打合せを開始することをいう。

6 業務内容

(1) 業務計画書の作成

業務の実施に先立ち、受託者は業務実施計画を作成し、その内容について委託者監督職員の了解を得るものとする。業務計画書には、ワークショップの実施内容、実施方法、その他留意点について具体的に記載する。

(2) 市町村打合せ

受託者は、箕輪町、阿智村、根羽村、豊丘村、木祖村及び白馬村の6町村と、実施地域の地域振興局担当者を含めた関係者と、今後のツキノワグマ緊急対策業務におけるゾーニングマップ作成のための情報収集（目撃数、目撃地点等の既存情報や農作物、放棄作物、果樹等の誘引要素）を行う。また、ワークショップの内容について調整する。

(3) ワークショップ準備

受託者は、ワークショップ資料の作成、ワークショップを開催する会場の事前調整等を行うこと。

また、受託者の宿泊交通費、研修会に使用する資料等用具類の借用費、資料印刷代（カラー刷り）、保険料、消防品費等については、受託料の中から受託者が負担する事。

(4) ワークショップの開催

箕輪町、阿智村、根羽村、豊丘村、木祖村及び白馬村の6町村で開催する。必要に応

じて各町村2回開催し、開催回数については、町村及び委託者監督職員と協議の上決定する。

ワークショップの実施にあたり、受託者は資材の運搬、安全管理、ワークショップ運営の一切を担うこととする。

ワークショップ開催に必要な会場費、ワークショップに使用する資材等用具類、案内・資料印刷代、保険料、講師への謝金及び交通費等は、委託料の中から受託者が負担することとする。

ワークショップには、ツキノワグマの生態や生息環境対策、被害管理と予防対策、個体の管理、地域区分に関して十分な知識やファシリテーションスキルを持つ専門人材を配置する。

(5) ゾーニング管理案の作成、修正

ゾーニング管理を導入するため、ワークショップでの意見等を踏まえ箕輪町、阿智村、根羽村、豊丘村、木祖村及び白馬村におけるゾーニング管理案を作成する。

案に関しては、町村、地域振興局及び県担当者と随時情報共有を図りながら作成を進める。

(6) 連絡体制図案、対応フロー図案の作成

市街地等への出沒対応の体制整備のため、出沒時の情報収集項目について検討・確認を行い、関係者リスト、連絡体制図案を作成して、市街地等出沒対応に係る関係者間の役割分担を明確化するとともに、市街地等出沒の対応フロー図案を作成する。

(7) ゾーニング管理導入マニュアルの作成

上記の一連の流れについて、各地域の事例等を取りまとめた導入マニュアルを作成する。

(8) 報告書作成

当業務の内容、考察等について取りまとめ、報告書を作成する。

7 関係官公庁への手続き等

(1) 受託者は、業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。

(2) 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を委託者に報告し協議するものとする。

8 地元関係者との交渉等

(1) 受託者は、業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、委託者の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

(2) 受託者は、設計図書の定め、あるいは委託者の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、委託者に報告し、指示があればそれに従うものとする。

(3) 受託者は、業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

(4) 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更にあつする期間及び経費は、委託者と協議のうえ定めるものとする。

9 土地への立入り等

- (1) 受託者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、委託者及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに委託者に報告し指示を受けなければならない。
- (2) 受託者は、業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ委託者に報告するものとし、報告を受けた委託者は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は委託者が得るものとするが、委託者の指示がある場合は受託者はこれに協力しなければならない。
- (3) 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、委託者と協議により定めるものとする。

10 関係法令及び条例の遵守

- (1) 受託者は、業務の実施にあつては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

11 検査

- (1) 受託者は、契約書第7条第1項の規定により、業務完了報告書を委託者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、委託者に提出していなければならない。
- (2) 委託者は、業務の検査に先立って受託者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備する。この場合検査にあつする費用は受託者の負担とする。

12 条件変更等

- (1) 委託者が受託者に対して業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
- (2) 受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を委託者に報告し、その確認を求めなければならない。
なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
ア 現地への立ち入りが不可能となった場合。
イ 天災その他の不可抗力による損害。
ウ その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

13 契約変更

委託者は、次の各号に掲げる場合において、業務の契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 委託者と受託者が協議し、業務施工上必要があると認められる場合

14 安全等の確保

- (1) 受託者は、業務の実施にあつては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受託者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者等の関係者及び関係

- 機関と緊密な連絡を取り業務実施中の安全を確保しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
 - (4) 受託者は、業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする
 - (5) 受託者は、業務の実施に当たり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - ア 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - イ 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - ウ 受託者は、業務箇所に関係者以外の立入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
 - エ 受託者は、業務の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
 - (6) 受託者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに委託者に連絡するとともに、委託者が指示する様式により事故報告書を速やかに委託者に提出し、委託者から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

15 臨機の措置

- (1) 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は臨機の措置をとった場合には、その内容を委託者に報告しなければならない。
- (2) 委託者は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

16 委託業務完了報告書（成果品）について

- (1) 成果品
 - ア 業務報告書（紙媒体）1部
 - イ 業務報告書（電子媒体：CD-R）2部
 - ウ 業務資料一式
- (2) 提出期限及び提出先
成果品は、令和7年3月19日までに、林務部森林づくり推進課鳥獣対策係に提出するものとする。
- (3) 中間報告
履行期間の途中であっても、必要に応じ、委託者は受託者に対して中間報告を求められることができるものとする。

17 関係機関等への手続き等

- (1) 本事業に伴う関係機関への協議依頼等は委託者が行うこととする。
- (2) 仕様書に定めのない事項（様式や内容等）については、委託者と受託者が協議して決定することとする。

18 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

